

申告書確認表【留意事項】

項目	確認内容		留意事項
	No.		
特定資産の買換えの特例 別表十三(五)	46	適用を受けようとする譲渡資産及び買換資産は、措法第68条の78第1項各号の要件を満たしていますか。	税制改正により、対象となる譲渡資産等の見直しが行われることが多いため、適用を受けようとする譲渡資産等が法令に適合しているか確認する必要があります。
	47	建物を取り壊して土地を譲渡している場合、8欄の金額にその建物の帳簿価額、取壊費用の額等を含めていますか。	建物を取り壊して土地を譲渡している場合の建物の帳簿価額等は譲渡経費に該当することから、これらを含めていなかった場合には、圧縮限度額の計算に誤りが生じることがあります（建物の廃材等の売却代金は、譲渡経費から控除することとなります。）。 なお、この場合の建物の帳簿価額は、会計上の帳簿価額ではなく、税務上の帳簿価額となります。
	48	買換資産が措法第68条の78第1項第7号下欄の土地等である場合、その面積は300㎡以上となっていますか（特定施設の敷地又は駐車場の用に供されるもののみが対象となります。）。	面積要件を満たさない場合には、特定資産の買換えの特例の適用を受けることはできません。 なお、特定施設の敷地又は駐車場の用に供されるものであるかの判定は、買換資産である土地等を取得した時において、現に特定施設の敷地等の用に供されているか、又は供されることが確実であると認められるかによって行うこととなります。
	49	買換資産が土地等の場合、19欄には18欄のうち4欄の5倍（平成29年4月1日以前に行った譲渡に係る資産が旧措法第68条の78第1項第2号上欄に掲げる譲渡資産である場合は10倍）を超える部分の面積を記載していますか。 また、その明細を別紙に記載して添付していますか。	取得した土地等のうち、譲渡資産である土地等の面積の5倍（平成29年4月1日以前に行った譲渡に係る資産が特定の農地である場合は10倍）を超える部分については、買換資産とすることはできません。
	50	27欄の金額を算出する際に乗じた割合を0.8としていますか（平成27年8月10日以後に行った地域再生法第5条第4項第5号イに規定する「集中地域」以外の地域から「集中地域」等への買換えについては、買換資産が東京23区内にある場合の割合は0.7、それ以外の場合は0.75となります。また、震災特例法第27条から第29条までの適用を受ける場合の割合は1.0となります。）。	圧縮限度額の計算は、圧縮基礎取得価額に差益割合及び一定の縮減率を乗じて計算することとされ、圧縮基礎取得価額は、買換資産の取得価額と譲渡に係る対価のうち買換資産の取得に充てられた額とのいずれか少ない金額とされています。 また、同一連結事業年度において、買換資産が2以上ある場合の譲渡対価の額は、これらの資産のうち一買換資産の取得価額に達するまでその取得に充てられたものとし、次に、その残額について、他の買換資産の取得価額に達するまで順次充てられたものとして計算することとなります。
完全支配関係がある 法人間取引の損益調整 別表十四(五)	51	5欄の金額は、1,000万円以上の金額を記載していますか。	譲渡原価の額とは、譲渡損益調整資産の譲渡直前の帳簿価額をいい、例えば、不動産売買又は有価証券の譲渡に係る手数料など譲渡に付随して発生する費用は、これに含まれないこととなります。
	52	当連結事業年度に譲渡した譲渡損益調整資産が連結完全支配関係がある連結法人の株式である場合、5欄の金額を帳簿価額修正後の金額としていますか。 また、その場合、別表五の二(一)付表一で帳簿価額修正を行っていますか。	5欄の金額を帳簿価額修正後の金額としていない場合には、譲渡損益の計算に誤りが生じることがあります。
	53	当連結事業年度に譲渡した譲渡損益調整資産が減価償却資産又は繰延資産である場合、13欄又は16欄に金額を記載していますか。	譲渡損益調整資産が減価償却資産又は繰延資産である場合には、譲渡損益調整額の戻入れ計算について、簡便法を適用することができます。 なお、複数の減価償却資産又は繰延資産を譲渡した場合には、個々の減価償却資産又は繰延資産ごとに簡便法を適用することができます。
	54	譲渡損益調整額の戻入れ計算を譲渡年度において原則法又は簡便法により行った場合、その後の年度もそれぞれ原則法又は簡便法を継続適用していますか。	
交際費等の損金算入額 別表十五の二	55	交際費等の額に係る控除対象外消費税額等を支出交際費等の額に含めていますか。 また、接待飲食費の額に係る控除対象外消費税額等を21欄に含めていますか。	接待飲食費の額に係る控除対象外消費税額等については、接待飲食費の額に含まれることとなるため、その金額の50%相当額が損金の額に算入されません。 なお、連結親法人の資本金の額又は出資金の額が1億円以下である場合（一定の場合を除きます。）には、次のいずれかの金額が損金の額に算入されません。 ① 接待飲食費の額の50%相当額 ② 定額控除限度額を超える部分の金額